

《働き方・休み方改善コンサルタント※》

を活用してみませんか！

社内でこのようなご要望・お悩みはありませんか？

～コンサルタントにご相談ください。（訪問も可）

※コンサルタントは、社会保険労務士の資格を持つ者等、労働関係法令・制度に専門的な知識を持つ人物の中から、都道府県労働局長が任用した非常勤の国家公務員です。

◆従業員の健康保持やワーク・ライフ・バランスを推進したい

～業務の特性に応じた柔軟な働き方の導入を検討したい（変形労働時間制や裁量労働制の活用等）

～長時間労働を見直したい（時間外・休日労働の削減等）

◆優秀な人材を確保するためにも年次有給休暇をはじめ休暇制度を充実したい

～年次有給休暇を取りやすくしたい（時間単位年休・計画年休導入等）

～特別休暇制度を導入したい（病気休暇・教育訓練休暇・特別休暇等）

◇育児・介護等のために退職してしまう従業員がいる

◇短納期発注での「しわ寄せ」を受けている

相談無料！



働き方改革推進に向けて

「令和6年度働き方改革推進支援助成金」を活用しませんか！

～中小企業事業主の皆様向け～

◆業種別課題対応コース

◎令和6年4月から建設業・運送業・病院等にも時間外労働の上限規制が適用されました。

⇒労働時間の削減等、上限規制への円滑な対応に向けた環境整備を支援します。

◆労働時間短縮・年休促進支援コース

◎時間外労働の上限規制が適用されています。

⇒生産性を向上させ労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備を支援します。

◆勤務間インターバル導入コース

◎勤務間インターバル制度の導入が努力義務化されています。

⇒勤務終了から次の勤務迄の一定時間以上の生活時間・睡眠時間の確保に向けた環境整備を支援します。

～事業主団体の皆様向け～

◆団体推進コース

⇒事業主団体などが、傘下の事業主のうち、労働者を雇用する事業主の労働条件改善のために、

時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組を支援します。